



2019年5月21日

株式会社 阿波銀行

「後見制度支援預金」の取扱開始について

阿波銀行（頭取 長岡奨）は、2019年5月21日（火）から「後見制度支援預金」の取扱いを開始いたしましたので、お知らせします。

「後見制度支援預金」の取扱いは、西日本の地方銀行では初めてとなります。

当行では、今後ともお客さまの幅広いニーズにお応えするため、サービスの拡充に努めてまいります。

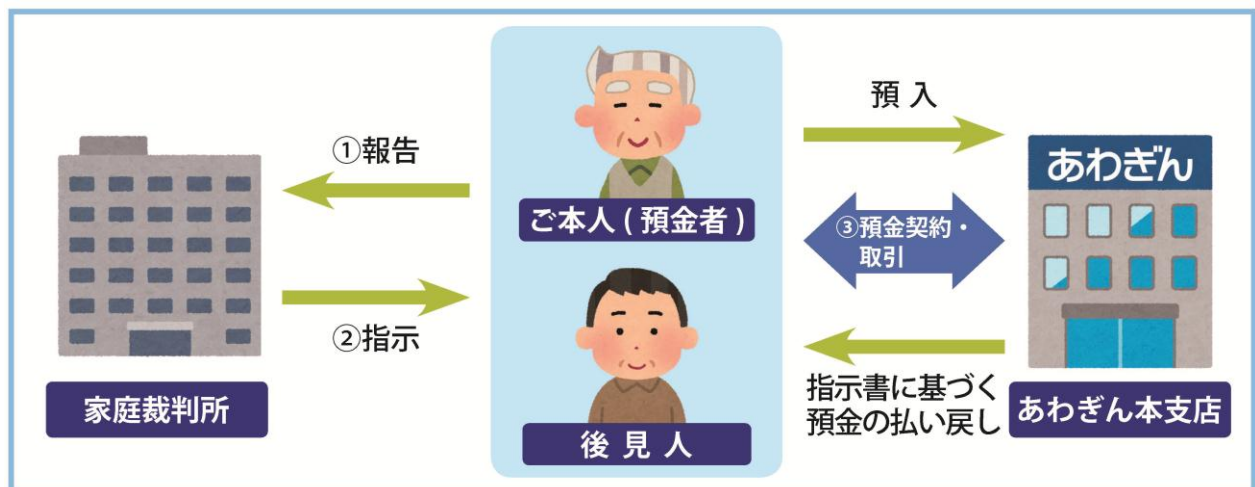
1. 「後見制度支援預金」とは

「後見制度支援預金」とは、ご本人（被後見人）の金融資産を一つの預金口座に集約し、取引を制限することにより、ご本人の資産を安全に管理するしくみです。取引には家庭裁判所の事前確認が必要であり、たとえ後見人であっても単独での払戻しはできません。

一方、後見人による日常生活資金の管理については、通常の普通預金口座（生活口座）において行われます。必要に応じて公共料金等の口座振替の設定やキャッシュカードの発行も可能で、また「後見制度支援預金」から生活口座へ毎月一定額の自動送金を行うことも可能で、日常生活資金の管理を効率的に行うことができます。

2. 「後見制度支援預金」のしくみ

「後見制度支援預金」の①口座の開設、②解約、③自動送金の設定・変更、④払戻しには、家庭裁判所の発行する指示書が必要となり、後見人による被後見人の財産管理の透明化を図ることができます。



3. あわぎん「後見制度支援預金」の概要

取扱開始日	2019年5月21日（火）
対象店舗	当行本支店
対象者	後見人が選定されている成年被後見人または未成年被後見人で、家庭裁判所から後見制度支援預金の口座開設にかかる指示書の交付を受けた方
預金種類	普通預金・無利息普通預金
口座開設のお申出人	後見人
手数料	不要
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・被後見人、後見人の本人確認書類 ・家庭裁判所の交付する後見制度支援預金口座開設にかかる指示書
口座名義	後見制度支援預金〔被後見人名〕（未）成年後見人〔後見人名〕
払戻について	<ul style="list-style-type: none"> ・当行の口座開設店窓口でのみ、払戻できます ・家庭裁判所の交付する指示書に基づく取扱いとなります
生活口座への定額自動送金について	<ul style="list-style-type: none"> ・従来からご利用の普通預金（生活口座）への定額自動送金サービスがご利用いただけます ・家庭裁判所の交付する指示書に基づく取扱いとなります ・所定の手数料がかかります ※別途、定額自動送金サービスのお申込みが必要です

※お取引（払戻・解約等）には、家庭裁判所の発行する指示書が必要です

※公共料金等の口座振替のご利用はできません

※キャッシュカードの発行やインターネットバンキングのご利用はできません

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

営業推進部 地方創生推進室
経営統括部 C I S 推進課

片山・須見【TEL】088-656-7739
枝川・澁谷【TEL】088-656-7709